

防災庁の設置について

令和8年7月21日
内閣官房 防災庁設置準備室

今後想定される大規模災害等

- 令和6年能登半島地震をはじめとするこれまでの災害対応においても、内閣府防災では、各省庁・自治体の応援を得ながら、組織を挙げて災害対応に当たってきたが、現在の体制では、その間、防災施策に係る企画立案業務は事実上中断せざるを得ないのが実情。
- 今後、更なる大規模な被害が予想される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震、南海トラフ巨大地震、富士山噴火などの大規模災害に備え、防災業務の企画立案機能を飛躍的に向上させ、平時から不断に万全の備えを行うことが必要不可欠。

東日本大震災

- 死者数：19,787人
 - 避難者数：最大47万人
 - 全半壊家屋数：410,100棟
- <※R8.3.10 10:00時点>

令和6年能登半島地震

- ・死者数：698人
 - ・避難者数：最大5.7万人
 - ・全半壊家屋数：30,240棟
- <※R7.12.25 18:00時点>

平成30年7月豪雨

- ・死者数：237人
 - ・避難者数：最大4.2万人
 - ・全半壊家屋数：18,010棟
- <※H31.1.9時点>

平成28年熊本地震

- ・死者数：277人
 - ・避難者数：最大18万人
 - ・全半壊家屋数：43,386棟
- <※人の被害：R6.8.14時点>
<※建物被害：H31.4.12時点>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

- ・想定死者数：最大 **約19.9万人**
- ・想定避難者数：最大 **約60万人**
- ・想定全壊焼失棟数：最大 **約22万棟**

首都直下地震

- ・想定死者数：最大 **約1.8万人**
- ・想定避難者数：最大 **約410万人**
- ・想定全壊焼失棟数：最大 **約40万棟**

富士山噴火

- 【溶岩流等】想定影響範囲内人口：約79万人
 想定事前避難者数：約11万人
 【火山灰】首都圏を含む広域に影響を及ぼすおそれあり
 （交通機能の麻痺やライフラインの機能停止、木造家屋の倒壊など）

南海トラフ地震

- ・想定死者数：最大 約29.8万人
- ・想定避難者数：最大 約650万人
- ・想定全壊焼失棟数：最大 約235万棟

防災庁設置に向けた全体スケジュール

令和6年度

●R6.11.1 防災庁設置準備室発足

●R6.12.20 第1回防災立国推進閣僚会議
－防災庁の設置に向けた今後の対応方針

●R7.1～R7.6
防災庁設置準備アドバイザー会議

令和7年度

●R7.6.6 第2回防災立国推進閣僚会議
－防災庁の基本的な方向性

●R7.9.2 第3回防災立国推進閣僚会議
－防災庁の新設に伴う体制整備の方向性
－防災庁設置に向けた予算要求の方向性

●R7.12.26 閣議決定
防災立国の推進に向けた基本方針

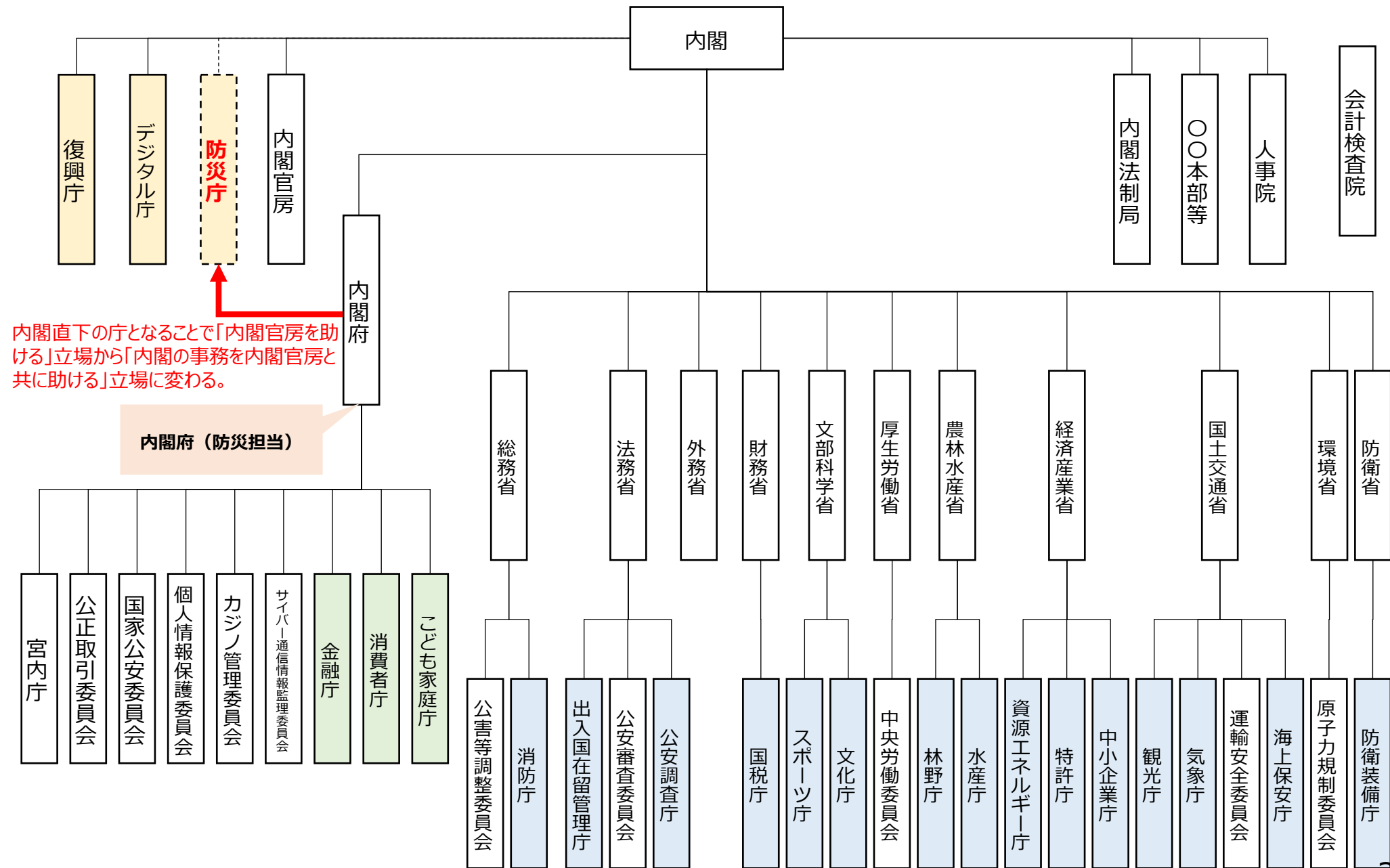
●R7.12.26 第4回防災立国推進閣僚会議
－防災立国の推進に向けた基本方針（案）

令和8年度

●R8特別国会
関連法案提出・成立

令和8年中
防災庁設置

国の行政機関の組織



防災庁の組織体制

- 内閣総理大臣を助け防災庁の事務を統括する**防災大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官**の下に、**4つの部局（統括官4名）**を置く。
- 定員は、現行の220名から、**352名に増員**。

[現行]内閣府の部局

【定員220名】

内閣総理大臣

特命担当大臣
(防災)

副大臣、大臣政務官

防災監

政策統括官

参事官

審議官

内閣審議官
(船舶活用医療推進室長)

防災庁の内部組織

【定員352名】

内閣総理大臣

防災大臣

副大臣、大臣政務官

事務次官

統括官

参事官

審議官

I 総合政策部門

予算・会計、人事、広報等の官房機能や庁全体の政策の調整、防災技術の研究開発・実装等に関する事務

II 災害事態対処部門

大規模災害への対処や訓練・人材育成等に関する事務

III 防災計画部門

大規模災害に対する災害リスク評価や計画の企画・立案及び対策の推進、復旧・復興に関する基本的な政策に関する事務

IV 地域防災部門

デジタル防災技術を活用し、産官学民の総力を結集した災害対応及び被災者支援体制の構築、普及啓発・防災教育などに関する事務

※統括官、審議官、参事官の担務については、災害の発生状況や防災施策の動向を踏まえ、柔軟に調整。

※法案成立の後、防災庁の業務遂行に必要な所要の準備を行った上で、令和8年中の設置を目指す。

※地方機関は、当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、地域における事前防災の推進、大規模災害時の政府の災害対応の業務継続性などの観点から、地方機関の設置に向けた具体的検討を実施。

防災庁設置準備アドバイザー会議

- 令和8年中の防災庁設置に向け、防災関係分野において高度かつ幅広い知見を有する20名の専門家にて構成される「防災庁設置準備アドバイザー会議」を立ち上げ、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方について議論を実施。計8回の会議を経て、令和7年6月4日に報告書を取りまとめた。

防災庁設置準備アドバイザー

- 石井 美恵子 国際医療福祉大学大学院 災害医療分野 教授 (五十音順)
臼田 裕一郎 国立研究開発法人防災科学技術研究所 社会防災研究領域長 兼
総合防災情報センター長
江口 清貴 神奈川県情報統括責任者(CIO) 兼 データ統括責任者(CDO)
大木 聖子 慶應義塾大学 環境情報学部 准教授
片田 敏孝 東京大学 大学院情報学環 特任教授
加藤 孝明 東京大学 生産技術研究所 教授 兼 社会科学研究所 特任教授
河田 恵昭 関西大学 特別任命教授 兼 社会安全研究センター長
喜連川 優 情報・システム研究機構 機構長/東京大学 特別教授
栗田 暢之 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 代表理事/NPO法人 レスキュー・ストリート 代表理事
阪本 真由美 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
菅野 拓 大阪公立大学 大学院文学研究科 准教授
鈴木 哲夫 ジャーナリスト
高橋 良太 全国社会福祉協議会 地域福祉部長/全国ボランティア・市民活動振興センター長
榛沢 和彦 新潟大学 医歯学総合研究科 特任教授
坂 茂 建築家/芝浦工業大学特別招聘教授
廣井 悠 東京大学先端科学技術研究センター教授
◎ 福和 伸夫 名古屋大学 名誉教授
明城 徹也 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 理事 兼 事務局長
山本 尚範 名古屋大学医学部附属病院 救急科 診療科長
矢守 克也 京都大学 防災研究所 教授 兼 副所長

◎ 主査、○ 副主査

防災庁設置準備アドバイザー会議 開催経緯

- 第1回(2025年1月30日)
(1) 政府における防災施策・体制の現状等について
(2) 議論の方向性・論点、今後の進め方について
第2回(2025年2月17日)
(1) 災害対応における官民連携について
第3回(2025年3月25日)
(1) 大規模災害時における被災者支援体制について
第4回(2025年4月4日)
(1) 防災意識の向上について(防災教育・周知啓発)
(2) 防災DX、防災技術研究開発の推進について
第5回(2025年4月14日)
(1) 事前防災、防災体制の在り方について
第6回(2025年5月12日)
(1) これまでの振り返りについて
(2) とりまとめ骨子(案)について
第7回(2025年5月21日)
(1) とりまとめ(案)について
第8回(2025年6月3日)
(1) とりまとめ(案)について

防災立国の推進に向けた基本方針

令和7年12月26日閣議決定

- 世界有数の災害大国である我が国において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震や富士山噴火など**国難級の災害の発生が切迫**する中、**人命・人権最優先の「防災立国」の実現が急務**。
- 国難級の災害に対しても**死傷者や避難者を大幅に低減**させ、**必要な国家・社会機能を維持**するため、**平時からの事前防災の徹底**が必要。
- そのため、我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から**我が国の防災の在り方を構想**するとともに、**徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔**となる組織として「**防災庁**」を設置。

防災庁の機能、果たすべき役割

○ 防災庁の機能

- 内閣直下に設置
- 総理を組織の長とし、総理を助ける防災大臣を配置
- 尊重義務を伴う各府省庁への勧告権等
- 災害対応力の強化に必要な予算・人員の確保
- 内閣府防災担当を発展的に改組
※個別行政分野における防災対策等は引き続き各府省庁で実施

○ 防災庁の果たすべき役割 ～ 平時から発災時、復旧・復興までの一貫した司令塔機能 ～

I 防災に関する 基本的政策・国家戦略の立案

- これまでの災害に対する中長期的視点を踏まえた定期的かつ十分な検証
- 多様な経験と高度な知見を基に、あらゆる事態を想定し、起こり得る被害を先読みした**防災の基本政策・国家戦略の企画・立案**

II 徹底的な 「事前防災」の推進・加速の司令塔

- 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく**災害リスク評価、計画企画・立案の推進**
- 各主体による事前防災対策の**抜けや漏れ把握、分野横断的な関係者間コーディネート**や**平時からの実施勧告等**による**事前防災の推進**

〔・建物等の耐震化 ・防災まちづくりと復興の事前準備
・スフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善 等〕

III 発災時から復旧・復興までの 災害対応の司令塔

- 政府災害対策本部の運営や国全体の被害状況把握など**災害初動体制の構築**
- **被災自治体への迅速な応援体制の構築**
- 被災自治体の**ワンストップ窓口**として被災者のニーズを俯瞰的に把握
- 過去の災害のノウハウをいかした**継続的・包括的な被災地伴走支援体制**の構築

防災立国の推進に向けた基本方針

令和7年12月26日閣議決定

- 内閣総理大臣を助け防災庁の事務を統括する防災大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官の下に、内部部局として4部門を置き、各部門に属する統括官及び参事官を配置。
- 当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、地域における事前防災の推進、大規模災害時の政府の災害対応の業務継続性などの観点から防災庁の地方機関設置に向けた具体的検討を実施。
- 機動的かつ柔軟な組織体制を目指し、防災庁の職員採用を始め、官民の様々な関係機関からの人員により、体制を構築。

防災庁の組織体制の在り方

防災庁の内部組織

内閣総理大臣

防 災 大 臣

副大臣、大臣政務官

事 務 次 官

統 括 官

参 事 官

I 総合政策部門

予算・会計、人事、広報等の官房機能や庁全体の政策の調整、防災技術の研究開発・実装等に関する事務

II 災害事態対処部門

大規模災害への対処や訓練・人材育成等に関する事務

III 防災計画部門

大規模災害に対する災害リスク評価や計画の企画・立案及び対策の推進、復旧・復興に関する基本的な政策に関する事務

IV 地域防災部門

デジタル防災技術を活用し、産官学民の総力を結集した災害対応及び被災者支援体制の構築、普及啓発・防災教育などに関する事務

※統括官及び参事官の担務については、災害の発生状況や防災施策の動向を踏まえ、柔軟に調整。

地方機関

当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、以下の取組を推進する観点から地方機関の設置に向けた具体的検討を実施。

- 災害リスク評価や対策の検討・実行支援、地域レベルでの産官学民の連携体制構築など、事前防災推進によって地域防災力向上に関する支援体制の強化
- 大規模災害発生時における政府の災害対応の業務継続性や迅速な被災地支援体制の構築 等

※防災庁本庁の設置を先行し、地方機関が担うべき機能・適地についても並行して検討。

人材確保・育成

機動的かつ柔軟な対応が可能な組織体制を目指し、官民の様々な関係機関から幅広く人員を募り、必要な体制を構築する。

- 各府省庁との人材交流、防災庁職員の採用・育成
- 中途採用を含む外部人材の業務参画・登用
- 「防災大学校（仮称）」の設置検討など教育・訓練機能の充実
- 働き方に配慮した執務環境や生活環境確保など処遇改善の検討

設置時期

R8通常国会において関連法案を提出・成立の後、防災庁の業務遂行に必要な所要の準備を行った上で、令和8年中の設置を目指す。

防災立国の推進に向けた基本方針

令和7年12月26日閣議決定

防災庁の担う具体的な事務

大規模災害に対する事前防災の推進

- 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価、計画企画・立案の推進
- 事前防災対策の進捗状況や抜けや漏れの把握
- 協定締結の促進など、民間企業の地域防災への参画を促す取組の推進

円滑かつ迅速な災害緊急事態対応

- 初動体制や被災自治体への迅速な応援体制の構築
- デジタル技術活用による迅速な被害状況把握
- 首長の意思決定支援、対応手順の標準化
- 災害時の船舶を活用した医療提供体制整備

早期の復旧・より良い復興の実現

- 被災自治体のワンストップ窓口、継続的・包括的な被災地支援
- 事前復興の概念を踏まえた復興に関する対応方針検討

被災者に寄り添った支援体制の構築

- 備蓄強化などスフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善
- 女性・高齢者・こども・障害者・外国人等の多様な視点等を取り入れた支援の充実
- 災害ケースマネジメント実施体制の構築
- 災害救助法適用等に係る事務、被災者生活再建支援制度の運用
- 新物資システム（B-PLo）の活用等を通じた物資支援体制の構築の推進
- 国民保護における救援に係る制度運用、訓練の実施
- 感染症危機や原子力災害との複合に備えたノウハウの共有、訓練等の実施

デジタル防災技術の徹底活用

- 災害対応の高度化・効率化に向けたデジタル防災技術の活用基盤・環境整備
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を中核とした「防災デジタルプラットフォーム」の強化・利活用
- 災害対応に精通したデジタル人材の育成・派遣

国民の行動変容を促す普及啓発・防災教育

- 総合的・戦略的なコミュニケーションデザインの検討
- 幼児期からの実践的な防災教育
- 地域が一体となったコミュニティ防災教育の推進
- 災害の記録・課題・教訓の継承等

戦略的な防災情報発信

- 防災行動変容を促す情報発信のための基盤技術の構築
- 地域レベルでの報道機関を含むメディアとの連携による適時・的確かつ戦略的な防災情報発信

産官学民連携体制の構築

- 産官学民それぞれの災害対応力強化
- 都道府県等とのカウンターパートとなる職員を通じた地方自治体との連携体制の強化
- 災害支援に関わるNPO等との協働強化と参画拡大
- 産官学民関係者同士での平時から顔の見える関係等の連携体制構築

体系的な人材育成システムの充実・強化

- 関係機関と連携した実践的な訓練等の推進
- 防災に関する幅広い経験や専門知識、関係者間のコーディネート力を有する行政職員や民間人材など体系的な育成

防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展

- 防災に関する新技術ニーズ・シーズの把握・統合
- 被害想定的高度化やAIの活用、災害救助・対応ロボットの開発など関係機関連携による防災技術の研究開発・実装の推進
- 防災技術・ノウハウを活用した防災産業の発展

国際防災協力の推進

- 災害の経験・課題・教訓や知見・ノウハウの国際展開など、国際防災の議論と枠組みづくりの主導
- 防災関連企業・防災技術の海外展開による国際社会との連携強化

防災庁設置法 及び 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要

趣 旨

防災に関する施策を円滑かつ迅速に推進するため、防災に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする防災庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。また、防災庁設置法の施行に伴い、災害対策基本法において災害の復旧及び災害からの復興を推進するための本部の設置に関する規定を追加するほか、関係法律の規定の整備等を行う。

概 要

① 防災庁設置法

1. 内閣に防災庁を設置（第2条）

2. 防災庁の所掌事務

（1）内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務：第4条第1項）

- ・ 防災の施策に関する基本的な方針及び計画、大規模な災害への対処に関する企画立案・ 総合調整、関係行政機関が講ずる施策の実施の推進 等

（2）分担管理事務（自ら実施する事務：第4条第2項）

- ・ 中央防災会議、災害対策本部等の防災に関する組織の設置及び運営
- ・ 国・地方公共団体・民間事業者等が防災計画等に基づき実施する事前防災の推進
- ・ 被災者や被災自治体の支援
- ・ 千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震等への対策 等

3. 防災庁の組織

- （1）防災庁の長及び主任の大臣を内閣総理大臣とし、防災庁の事務を統括する防災大臣を置く。内閣補助事務を遂行するため、**防災大臣に、関係行政機関の長に対する勧告権を付与し、当該勧告権に基づく勧告を受けた際の関係行政機関の長における尊重義務を規定**する。（第6条～第8条）
- （2）副大臣及び大臣政務官一人に加え、防災庁の庁務を整理し、各部局等の事務を監督する事務次官一人を置く。（第9条、第10条、第12条）
- （3）防災に関する重要事項等を審議するとともに、重要政策等を推進する**中央防災会議を内閣府から防災庁に移管**する。（第14条）
- （4）研修及び研究を行う文教研修施設（防災大学校（仮称））を置くことを可能とする。（第15条）
- （5）地方機関として防災局を置く。（第16条）

② 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

1. 災害対策基本法の一部改正

- （1）科学的なリスク評価に基づく事前防災、被災者の良好な生活環境の確保を災害対策の基本理念に追加する。（災対法第2条の2）
- （2）災害からの復旧及び復興を推進するための本部の規定を追加する。（災対法第2章新第4節）

2. 日本海溝・千島海溝地震法※1、南海トラフ地震法※2の一部改正

- （1）リスク評価の結果、人口動態の変化、技術の進展等に応じた基本計画の見直し義務を新設する。
（海溝地震法第4条新第5項、南トラ法第4条新第6項）
- （2）地方防災会議等が策定する推進計画の実効性を一層確保するため、国からの必要な情報の提供、助言等の援助を行う規定を追加する。
（海溝地震法新第5条の2、南トラ法新第6条の2）

※1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

※2 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

3. 内閣府設置法その他の関係法律の一部改正

施行期日

令和8年中において政令で定める日（防災局に関する規定については公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日）

防災庁の役割と組織

- 防災庁は「徹底した**事前防災**」と「**発災時の対応から復旧・復興までの一貫した災害対応**」の司令塔
- **災害対策の基本理念**にのっとり、企画立案・総合調整・**関係行政機関の施策の実施の推進**、大規模地震等への対策等の事務を遂行

今回の法改正で、**以下の理念を追加**

- ・科学的な**リスク評価**に基づく事前防災（シミュレーションの推進）
- ・被災者の**良好な生活環境**の確保（**TKB**等避難所の生活環境向上に係る支援）

防災庁の組織

【定員352名】

内閣総理大臣

防災大臣、副大臣、大臣政務官

事務次官

統括官（総合政策）

予算・会計、人事、広報等の官房機能や庁全体の政策の調整、防災技術の研究開発・実装等に関する事務

統括官（災害事態対応）

大規模災害への対応や訓練・人材育成等に関する事務

統括官（防災計画）

大規模災害に対する災害リスク評価や計画の企画・立案及び対策等事前防災の推進、復旧・復興に関する基本的な政策に関する事務

統括官（地域防災）

デジタル防災技術の活用、産官学民の総力を結集した災害対応及び被災者支援体制の構築、普及啓発・防災教育など、地域の防災力の強化に関する事務

※上記に加え、統括官の下に、**審議官**、**参事官**を配置
※**プロパー職員**の採用・育成など、**専門人材**を確保

防災庁設置に伴う施策の充実

事前防災

- ▶ 防災大臣から**関係行政機関の長への勧告**等による対策の推進
- ▶ **シミュレーション**による地域レベルでの弱部あぶり出し、対策の**抜け漏れ把握**
- ▶ 大規模地震対策のための**基本計画の見直し義務**、地方公共団体等への必要な**情報提供・助言**
- ▶ **予算・人員の充実**（新交付金やふるさと防災職員等）による、**地域レベルでの防災対策充実**
- ▶ 文教研修施設（防災大学校（仮称））の設置検討などによる**教育・訓練機能の充実**
- ▶ **防災技術**の研究開発・実装、**防災産業**の発展
- ▶ **国際防災協力**の推進

など

災害対応

- ▶ デジタルでの**一元的な災害情報把握**による初動対応の迅速化
- ▶ **きめ細やかな被災者・被災地支援**の総合調整、**ワンストップ窓口**
- ▶ **復旧復興本部**を通じた政府一体での被災地支援

など

地方機関（防災局）は、本庁の設置を先行させつつ、当面、大規模地震に対し、地域における事前防災の推進、大規模災害時の政府の災害対応の業務継続性などの観点から、具体的検討を実施

地域レベルでのシミュレーションに基づく災害リスク評価

弱部をあぶり出すシミュレーションについて

- ▶ 自治体が「命を守る・命をつなぐ」ための必要量に対する備えが十分にできているかを定量的にも把握するため、地域単位でシミュレーションに基づく分野横断的な災害リスク評価(弱部をあぶり出し)を実施。

従来取組

国による被害想定



都道府県による
高解像度の被害想定

・ 負傷者 ●●人
・ 関連死 ●●人 等

弱部をあぶり出し

被害想定を踏まえた
防災対策の検討

対策の立案

防災庁設置後の取組

国による被害想定



都道府県による
高解像度の被害想定

・ 負傷者 ●●人
・ 関連死 ●●人 等

弱部をあぶり出し

・ ▲▲が不足

より実効性の高い
対策の立案

・ ▲▲の追加確保

地域単位でのシミュレーションを通じて、発災後に地域住民の命を守る・つなぐために必要な機能や物資の過不足を定量的に分析する。
不足部分は「弱部」として認識し、重点的に対応策を検討することで、より実効性のある防災対策を促進する。

避難所等における生活環境の改善

内閣府においては、過去の災害の教訓や「スフィア基準(※)」等を踏まえて、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和6年12月改定)」、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)(令和6年12月改定)」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(令和6年12月改定)」などの内容を充実させ、避難所の数と質の確保に向けて、各自治体に対して周知し、避難所における生活環境の改善を図っている。

※スフィア基準：国際NGO等が定めた、災害や紛争の影響を受けた人々への人道支援の基準を表しているもの。

トイレの確保・管理

- ・ライフラインの状況や時間の経過等を踏まえた多様なトイレ（携帯・簡易トイレ、仮設トイレ（快適トイレ仕様）、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー、トイレコンテナ）の備蓄や協定締結による確保
- ・清潔な衛生環境に向けた手洗い用の水・石鹸・し尿処理方法・掃除用具の確保
- ・最大想定避難者数等を踏まえたトイレの確保・管理計画の作成
- ・防犯上の観点から、照明の設置、内側からの施錠機能の整備、女性用と男性用の場所の分離、入口が直接見えないための工夫等による安全性の確保 など
- ・スフィア基準：発災後初期段階50人に1基、中期段階20人に1基、女性用：男性用＝3：1



食事の質の確保

- ・管理栄養士の活用等によるメニューの多様化、栄養バランスの確保、要配慮者（食物アレルギーを有する者等）に対する配慮等による質の確保
- ・ボランティア等による炊き出し、飲食業協同組合による調理人の派遣、キッチンカーの活用、セントラルキッチン方式の活用等による適温食の確保
- ・キッチンカー等関係事業者との協定締結等による平時からの連携体制の構築
- ・避難所や支援拠点における在宅避難者・車中泊避難者向け支援物資の提供 など
- ・スフィア基準：最低必要摂取エネルギー（1人1日当たり2,100kcal）

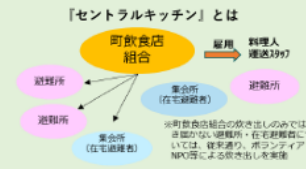
(※)厚生労働省における「日本人の食事摂取基準(2025年版)」によれば、例えば、18歳から64歳の男女の場合、推奨されるエネルギー摂取量は、男性：約2,400～2,800kcal、女性：約1,600～2,000kcalとされている。



キッチン資機材（男鹿市）



キッチンカー（大阪市）



生活空間の確保

- ・パーティションテント、段ボールベッド、エアーマット等の簡易ベッドの備蓄や協定締結による確保
- ・寝具として毛布、布団等の確保
- ・暑さ寒さ対策として冷暖房設備（エアコン、スポットクーラー、ストーブ、扇風機等）の確保
- ・避難生活支援リーダー／サポーター等との連携
- ・避難所レイアウトの設定
- ・避難所内では土足を禁止
- ・女性用洗濯干し場、更衣室、授乳室等の設置 など
- ・スフィア基準：1人あたり最低 3.5㎡の居住スペース



パーティション等（大分市）



段ボールベッド（八代市）



仮設風呂（大分市）

生活用水・飲料水の確保

- ・給水車やペットボトル水の備蓄等による飲料水の確保
- ・貯水槽、防災井戸等の整備による生活用水の確保
- ・入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定締結やシャワーや仮設風呂の資機材の備蓄等による入浴機会の確保
- ・洗濯キットの備蓄やクリーニング事業者等との協定締結等による洗濯機会の確保
- ・ランドリーカーの活用検討 など
- ・スフィア基準：入浴施設 1か所につき、50人



ランドリーカー（大分市）

要配慮者への保健・福祉サービス等の実施

- ・保健師・福祉専門職の巡回や健康相談窓口の設置等による避難者の生活支援の実施
- ・感染症予防などの衛生管理、体操教室等による健康維持
- ・感染症対策品・おむつ等の消耗資材の確保
- ・困りごと相談窓口の設置（災害ケースマネジメントの実施） など
- ・スフィア基準：人びとは、すべての保健医療のレベルにおいて、適切な技術を持った保健医療従事者へのアクセスを有する。



保健師の避難所巡回（輪島市）

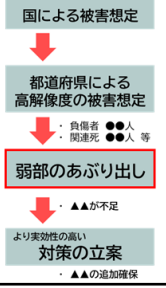


専門家による生活相談会（牧之原市）

避難所における支援は、被災者の生活再建という最終目標を視野に入れ、その対応力の向上につなげていくことが重要であり、避難所の設置後、市町村職員等による運営から避難者による自主的な運営に移行することが望ましい（避難所運営責任者は女性職員も配置することが望ましい）。

防災力強化総合交付金制度の概要

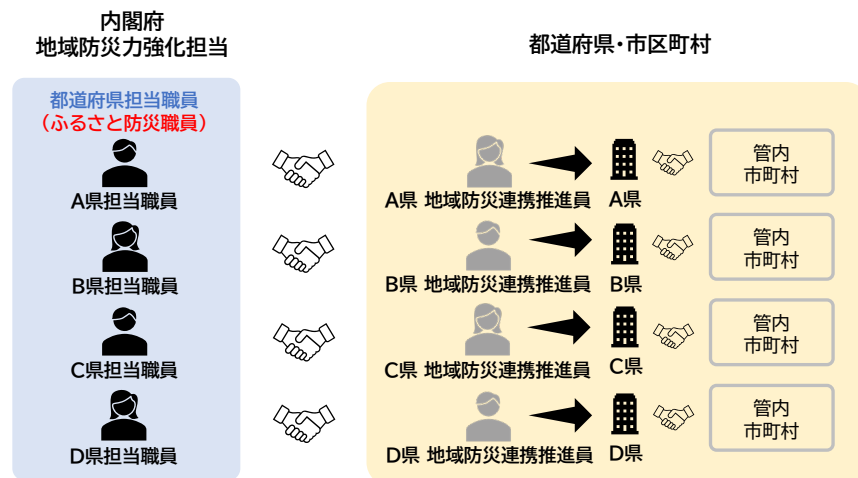
目的	従来の防災・減災に係る取組の改善、防災対策の実効性の向上及び地域のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災地・被災者支援の事前準備の高度化・加速化を図るため、地域における危機管理投資を国として後押しする。				
令和8年度予算額	35億円	補助率	1/2	交付対象事業	地方公共団体

基幹事業	事業概要	交付上限額（国費）
（１）防災力強化支援事業	地域レベルでの具体的なシミュレーションによる定量的弱部分析に基づく災害リスク評価の実施など、従来の防災・減災に係る取組の改善や実効性の向上に資する地方自治体の先進的な防災力強化の取組を支援する。 	上限なし
（２）広域連携推進事業	各地方自治体が、発災時に他の地方自治体等を支援するために、必要な資機材や人材等を派遣する体制を整備することを支援する。 広域的な展開が可能な災害対応車両等の資機材や、広域的な運用の推進に向けた方策検討・体制整備などの取組を支援する。 	※ 都道府県：6,000万円 政令指定都市：4,000万円 その他市区町村：3,000万円 ※都道府県が管内市区町村と連携して事業実施する際は、交付上限額を1億2,000万円まで増額可。
（３）被災者支援体制整備加速化事業	避難生活環境の抜本的な改善を図るため、各地方自治体の被災者支援体制の実効性を高める取組を支援する。 	500万円
①避難所の環境整備促進訓練等事業	①スフィア基準等に沿った避難所の質向上に配慮し、D-TRACEの活用等も含めた避難所開所・運営訓練等の取組を支援	
②災害対応関係分野別訓練・研修・協議会合事業	②事前防災に向けた協議会合の開催を支援	100万円

防災庁設置を見据えた地域防災力強化の取組

- 令和8年中の防災庁の設置を見据え、令和7年度から内閣府防災担当の体制を段階的に拡充しており、「地域防災力強化担当」を新設し、各都道府県の担当職員である「**ふるさと防災職員**」を配置しています。
- ふるさと防災職員は、
 - ◆ 災害発生時には「地域防災リエゾン」として現地に赴き、被災状況の把握や被災自治体の支援に従事するとともに、
 - ◆ 平時には、都道府県への定期ヒアリングや地域防災力強化ブロック会議の開催などを通じ、避難生活環境の改善や具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価の実施などの地方自治体の取組を支援し、地域における事前防災を推進しています。
- 併せて、各都道府県は内閣府防災担当との窓口担当職員を「**地域防災連携推進員**」に指名し、ふるさと防災職員と連携して、災害発生時の連絡調整や事前防災の徹底に取り組んでいます。

■ 地域防災力強化の取組(イメージ)



「ふるさと防災職員」の主な業務内容

被災地ヘリエゾンとして派遣

災害発生時には、「地域防災リエゾン」として被災地に派遣され、被災地方自治体と緊密な連携をとりつつ、被災状況の把握や被災地方自治体の支援に従事しています。



ブロック会議の開催

国と地方自治体が一丸となって事前防災を徹底するため、定期的に国と都道府県職員が参加する「地域防災力強化ブロック会議」を開催し、ブロックごとに各都道府県の効果的な取組や課題、直近の災害対応経験等を共有しています。



都道府県への定期ヒアリング

都道府県庁に定期的に赴き、事前防災の取組状況等についてヒアリングを行うとともに、都道府県庁と連携して管内市区町村へのヒアリングを行うこともあります。



地域の防災訓練等への参加

国や地方自治体等が主催する各地域の防災訓練や防災に関する研修等に参加し、地方自治体職員との連携強化や地域住民の防災意識の向上に取り組んでいます。



防災に関する人材育成への取組

「防災スペシャリスト」の養成

内閣府では、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」や「国・地方のネットワークを形成できる人」を目指すべき人物像とした人材育成を図るために、平成25年度より、国、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関の職員等を対象とする「防災スペシャリスト養成」に資する研修を実施

■OJT研修

(1) 対象

地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関の職員

(2) 内容

- ・内閣府（防災）における実務研修
- ・有明の丘研修への参加
- ・防災関係省庁担当者による講義の受講
- ・防災関係施設や訓練等の見学

(3) 受講実績（H25～R7）

延べ修了者 452名

※R8実施予定58名（R7 62名）

■有明の丘研修

(1) 対象

- 国、地方公共団体、指定公共機関等の、主として以下の職員
- ・災害対策本部運営の中核的役割を担う職員
 - ・災害対応の現場で実務を担う職員 等

(2) 内容

「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用し、防災業務全般をカバーする全10コースからなる研修（年2回実施）
【研修コース】

- ①防災基礎 ②災害への備え ③警報避難
- ④応急活動・資源管理 ⑤被災者支援 ⑥復旧・復興
- ⑦指揮統制 ⑧対策立案 ⑨人材育成 ⑩総合監理

(3) 受講実績（H25～R7） 延べ修了者 16,990名

※R8実施定員9,760名（R7定員 6,560名）

■地域研修

(1) 対象

地域の防災業務に関わる地方公共団体の職員 等

(2) 内容

- ・公募により決定した開催地域が主体的に、地域の実情やニーズに応じた内容の研修を実施（都道府県と共催）

(3) 受講実績（R1～R7）

延べ修了者 1,818名

※R8実施地域 16県(R7 16府県)

秋田県、岩手県、福島県、茨城県、新潟県、福井県、岐阜県、山梨県、三重県、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、高知県、宮崎県

「地方公共団体の防災力の底上げ」に向けた常時学習ツールの提供

■災害対応eラーニング

(1) 対象 災害時に活動する地方公共団体職員（特に普段防災に関する業務に従事していない職員）

(2) 内容 災害現場で従事する業務の内容・手順等について、常時、短時間で習得できるオンライン学習ツール（災害現場での業務遂行に必要な7テーマを整備）

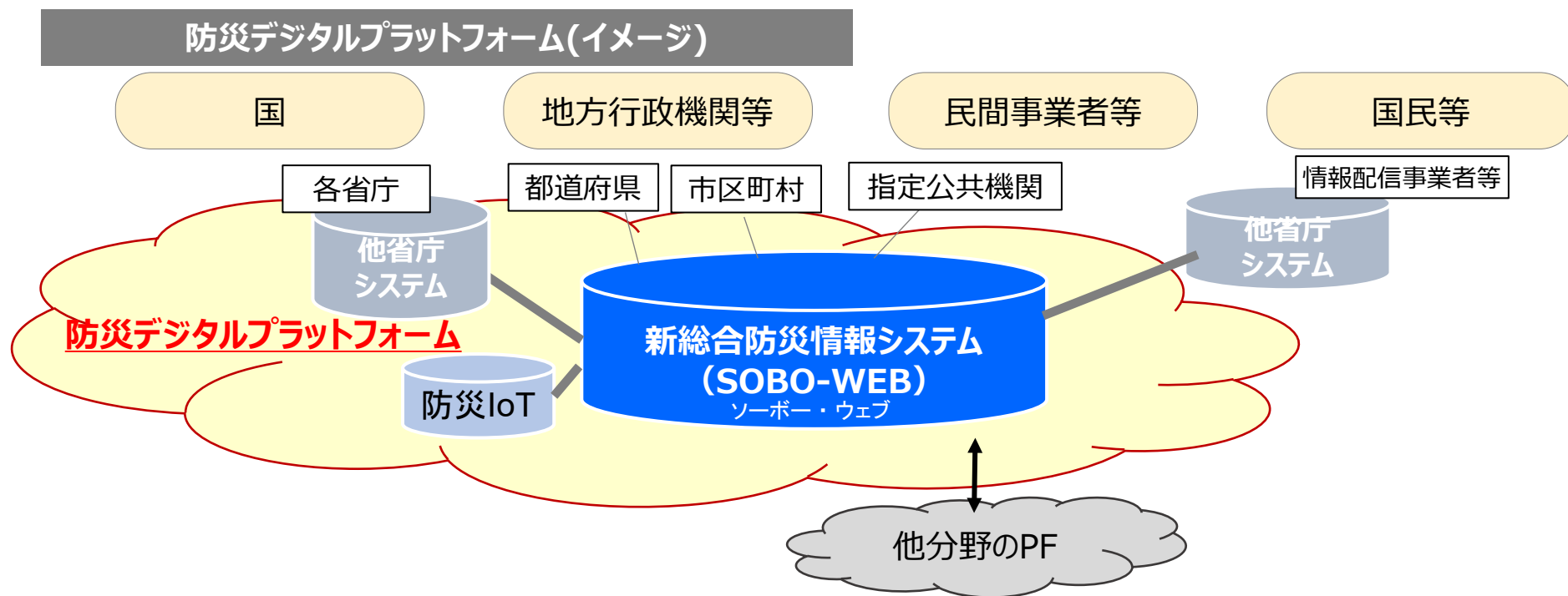
- ①避難所開設・運営 ⑤遺体の取扱い
- ②住家被害認定調査 ⑥要配慮者への支援
- /罹災証明書交付 ⑦保健活動
- ③避難情報の判断・伝達 ⑧防疫※
- ④災害廃棄物処理 ※整備中

「首長・自治体幹部」を対象とした研修等の実施

研 修 名	共 催	対 象
全国防災・危機管理トップセミナー	内閣府・消防庁	全国の市長・町村長・特別区長
防災・危機管理特別研修（講習）	内閣官房・内閣府・消防庁	都道府県・指定都市の部局長・危機管理監 等
自治体危機管理・防災責任者研修	内閣官房・内閣府・消防庁	市町村の危機管理・防災責任者 等

防災デジタルプラットフォーム

- 多様なデータを防災に活用するためには、システム間のデータ連携と、その基盤となるプラットフォームが重要。
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月閣議決定)において、「防災」、「健康・医療・介護」、「教育」などをプラットフォーム整備に重点的に取り組む分野と位置付け、2025年までの構築を目標。
- 防災デジタルプラットフォームの構築に向け、その中核となる新総合防災情報システム (SOBO-WEB) の構築、災害対応基本共有情報(EEI)の策定、防災IoTとの連携を実施。
- 各災害対応機関のシステムとのデータ連携を推進中。

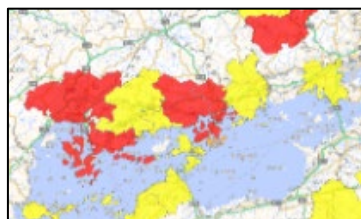


新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の概要

- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）は、災害情報を地理空間情報として共有するシステム。
- 災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的としている。
- 例えば、「浸水被害」と「医療・福祉施設」などの情報を地図上で重ね合わせて表示することで、救助・支援活動の優先順位づけ等の検討に活用することが可能。

災害情報集約

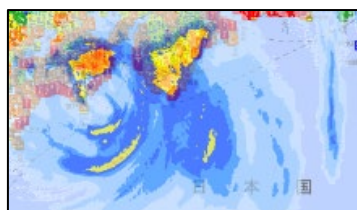
関連機関から情報を集約



断水情報



道路通行規制状況



解析雨量

等

集約した情報の活用

①地図機能（SOBO-WEB）



※インターネット接続環境下の端末のWebブラウザより、専用URLに接続後、ID/PASSの入力でアクセス可能。
専用端末不要で、PC・タブレット・スマートフォンから利用可。

②情報流通機能

システム同士のデータ連携により、災害情報の流通が可能。

災害対応機関（国、地方公共団体、指定公共機関）、1,921機関※が利用可能